

質問に対する回答

令和7年3月5日

番号	記載部分	項目	項目	質問	回答
1	仕様書 6 健康診断結果報告 (一般定期健康診断)	(4) 「脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導」を実施するための一覧表に記載する「医師の所見を記載すること。」について	(5) 「特定健康診査における詳細な健診」のうち「眼底検査」の基準該当者を判定するための一覧表に記載する「医師の所見を記載すること。」について	①判定区分の一般基準・一般コメントの事でしょうか？ B 経過観察（決められた文言） C 再検査（決められた文言）	腹囲の検査、血圧、血糖、血中脂質、それぞれの判定区分の一般基準・一般コメントでも差し支えない。
2	仕様書 6 健康診断結果報告 (一般定期健康診断)	(4) 「脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導」を実施するための一覧表に記載する「医師の所見を記載すること。」について	(5) 「特定健康診査における詳細な健診」のうち「眼底検査」の基準該当者を判定するための一覧表に記載する「医師の所見を記載すること。」について	特殊なテンプレート作成でしょうか？ 例：血糖と脂質がCだった場合は独自コメントを記載する等、数種類を作成するなど	特殊なテンプレートの作成は不要。
3	仕様書 6 健康診断結果報告 (一般定期健康診断)	(4) 「脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導」を実施するための一覧表に記載する「医師の所見を記載すること。」について	(5) 「特定健康診査における詳細な健診」のうち「眼底検査」の基準該当者を判定するための一覧表に記載する「医師の所見を記載すること。」について	③医師が個人へコメントを記載するのでしょうか？ 医師が受診者様へ個々の判断（診断書）をして、結果票に手打ち入力をするなど	「脳血管疾患及び心臓疾患の予防のための保健指導」を実施するための一覧表、「特定健康診査における詳細な健診」のうち「眼底検査」の基準該当者を判定するための一覧表に医師の所見を記載すること。受診者宛てに医師の所見を示すものではない。